○財務省・国土交通省令第二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　大畠　章宏

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第五号イ中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に、「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十四条第一項第一号及び第二項第二号」を削る。

第七条中「様式第一号」を「別記様式」に改める。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条　削除

第三十八条第一項第十四号を削る。

第三十九条及び第四十条を次のように改める。

第三十九条及び第四十条　削除

様式第一号中「様式第一号（第七条関係）」を「別記様式」に改める。

様式第二号を削り、様式第一号を別記様式とする。

第二条　職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条から第七条までを次のように改める。

第五条から第七条まで　削除

第八条第二項中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に改める。

第十条第一項第七号中「訓練生」の下に「（訓練を受ける者をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十一条の二を削る。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第三条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百十二条第二項第二号ロ中「第六条第二項第四号」を「第六条第二項第二号」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第四条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百七条第五十四号を次のように改める。

五十四　削除

第七百十二条第十八号を次のように改める。

十八　削除

（地域雇用開発促進法施行規則の一部改正）

第五条　地域雇用開発促進法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「第六条第二項第八号」を「第六条第二項第五号」に改める。

第七条第二号ロ中「第六条第二項第四号」を「第六条第二項第二号」に改める。

第十四条中「第五条第五項（同条第八項」を「第五条第六項（同条第九項」に改める。

（地域雇用開発促進法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　地域雇用開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年厚生労働省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の様式第一号による証明書については、当分の間、同条の規定による改正後の別記様式による証明書とみなす。

○農林水産省令第五十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令

（農地法施行規則の一部改正）

第一条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の見出し中「すべて」を「全て」に改め、同条第五号リ中「同項第六号」を「同項第四号」に改め、同号ヲ中「第七条第二項第二号」に、「同項第四号」を「第七条第二項第三号」に改め、同号ワ中「第六条第四項」を「第六条第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第五十七条の見出し中「すべて」を「全て」に改め、同条第五号リ中「同項第六号」を「同項第四号」に改め、同号ヲ中「第七条第二項第二号」に、「同項第三号」を「第七条第二項第三号」に改め、同号ワ中「第六条第四項」を「第六条第五項」に、「同条第四項」を「同条第四項」に改める。

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則（昭和二十九年農林省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条の三第三項」を「第二条の三第四項」に改め、同条第二項中「第二条の三第四項後段」を「第二条の三第五項後段」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第二条の三第一項中「第二条の四第三項」を「第二条の四第四項」に、「第二条の三第三項」を「第二条の三第四項」に改め、同条第二項中「第二条の四第三項」を「第二条の四第四項」に、「第二条の三第四項後段」を「第二条の三第五項後段」に改める。

（競馬法施行規則の一部改正）

第三条　競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「同条第二項第六号」を「同条第二項第五号」に改める。

第四十一条中「第二十三条の七第二項第七号」を「第二十三条の七第三項」に改め、同条第二号中「第二十三条の七第二項第二号」を「第二十三条の七第二項第一号」に改める。

（野菜生産出荷安定法施行規則の一部改正）

第四条　野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

（果樹農業振興特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　果樹農業振興特別措置法施行規則（昭和六十年農林水産省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条の三第五項」を「第二条の三第六項」に改める。

（獣医療法施行規則の一部改正）

第六条　獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項を削る。